

学校において予防すべき感染症による出席停止と諸手続きについて

和歌山県立海南高等学校 海南校舎

生徒が学校感染症（次ページ表1）に罹った場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、生徒本人の十分な休養と、他の生徒への感染防止のため、校長の指示により「出席停止」となります。「出席停止」期間中は、出席すべき日数から除外され、欠席にはなりません。

出席停止手続きの流れ

- 1) 医療機関を受診して学校感染症と診断された場合は、速やかに学校（担任）まで連絡してください。学校より①「インフルエンザ罹患届出書」または②「新型コロナウイルス感染症罹患申出書」③「学校感染症証明書」のいずれかをお渡しさせていただきます。
これらの用紙については、本校HPからもダウンロードし、印刷してご利用頂くこともできます。

*インフルエンザの場合

- ①インフルエンザ罹患申出書（保護者記入）を提出してください。なお、原則として医療機関を受診した証明書（診療報酬領収書・処方薬説明書・お薬手帳のいずれか）のコピーを裏面に添付してください。

*新型コロナウイルス感染症の場合

- ②新型コロナウイルス感染症罹患申出書（保護者記入）を提出してください。
医療機関を受診した場合は、医療機関を受診した証明書（診療報酬領収書・処方薬説明書・お薬手帳等いずれか）のコピーを裏面に添付してください。

*それ以外の学校感染症の場合（例：おたふくかぜ、水痘、麻疹等）

- ③学校感染症証明書（医師記入）を提出してください。

- 2) ③については、医師により、感染の恐がない（登校許可）と診断された場合、医師に「学校感染症証明書」を記入してもらい、登校時に学校（担任）へ提出してください。
なお、医師に記入してもらう際に費用がかかる場合がありますのでご了承ください。

- 3) 学校感染症に罹った場合は、医師の指示に従い、登校許可が出るまでは外出せず自宅で安静にしてください。

- 4) その他

※感染性胃腸炎について

医師に「感染性胃腸炎、または感染性胃腸炎の疑いがあるので登校を控えるように」と指示されて、校長が認めた場合に、「第3種その他の感染症」として出席停止扱いとなります。上記感染症による出席停止の手続きと同じく、登校時に「学校感染症証明書」の提出が必要となります。

(表1)学校感染症

	対象感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

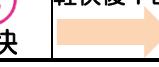
(表2)インフルエンザの出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで」

	発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例①	 発症		 解熱		 解熱後2日	登校不可	 登校OK	
例②	 発症			 解熱		 解熱後2日		 登校OK

(表3)新型コロナウィルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

	発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例①	 発症		 軽快	 軽快後1日	登校不可	登校不可	 登校OK	
例②	 発症				 軽快	 軽快後1日		 登校OK

※軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態。